

## 住宅の瓦屋根診断・改修に補助します！

近年、強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しています。そのような被害を未然に防ぐため、碧南市では住宅の瓦屋根診断・改修費を補助しています。屋根の耐風性能を高め、強風等の災害に備えましょう。

### 1 診断補助の対象となる瓦屋根の住宅(以下の全てに該当するもの)

- ・ 2001年(平成13年)より前に建てられた住宅※1  
ただし、同年以降に瓦屋根の改修が行われているものを除く  
※1 住宅とは戸建て、長屋又は共同住宅をいう  
(併用住宅等で住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものを含む)
- ・ 延べ面積が30平方メートル以上の住宅



### 2 改修補助の対象となる瓦屋根の住宅(以下の全てに該当するもの)

- ・ 瓦屋根診断を受け、その結果、基準に適合していないと判定された住宅
- ・ 瓦屋根全面について、建築基準法に適合する改修を行うもの

### 3 対象となる条件(以下の全てに該当するもの)

- 対象となる瓦屋根住宅(上記 1、2 に当てはまるもの)であるもの
  - 着手日(契約日)前に補助金の交付決定を受けたもの
  - 申請年度の 2 月末までに実績報告が完了するもの
  - 過去に瓦屋根改修費補助を受けていないもの
- 詳しくは建築課までお問い合わせください

### 4 補助金の金額

#### 住宅瓦屋根耐風診断費補助

- ・ 対象となる瓦屋根の耐風診断に要する費用(上限 31,500 円)

#### 住宅瓦屋根耐風改修費補助

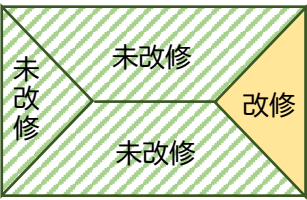
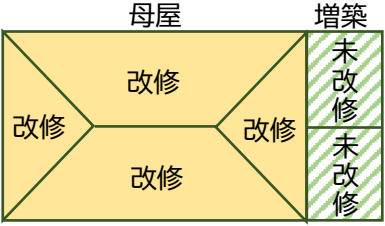
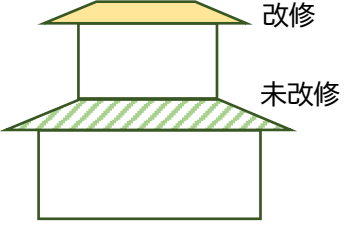
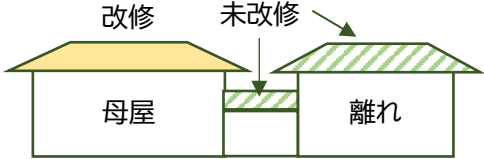
- ・ 対象となる瓦屋根の屋根面積(㎡)に 24,000 円を乗じた額又は、耐風改修工事に要する費用のどちらか低い額の 23%(上限 20 万円)
- ・ 【三州瓦加算】 市内に本社又は工場を有する事業者の事業所において生産された粘土瓦で改修した場合は、屋根面積(㎡)に 600 円を乗じた額(上限 10 万円)を加算



お問い合わせ 碧南市建設部建築課建築行政係  
0566-95-9907(直通)

## 補助対象外となる例

住宅瓦屋根耐風改修費補助では、告示基準に適合していない住宅の瓦屋根の全面を改修する必要があります。  
 下記の例は全面改修に該当しないため補助の対象になりません。  
 ご不明な点は建築課までお問い合わせください。

<p>屋根の一部のみを改修する場合</p> 	<p>母屋のみを改修し増築部分は改修をしない場合</p> 	
<p>2以上ある屋根のうち1つのみを改修する場合</p> 	<p>母屋のみを改修し、渡り廊下等で接続された離れは改修をしない場合</p> 	<p>瓦葺の庇を改修しない場合</p> 